

1 児童養護施設等に入所措置している児童の状況（※）

施設種別	措置児童数	うち虐待認定されている児童数
児童養護施設	297人	179人
乳児院	24人	13人
児童心理治療施設	26人	13人

※ 本市所管施設に対し、本市が入所措置している児童の状況（令和4年3月31日時点）

2 児童養護施設の被虐待児等を対象とした主な措置費加算等について
（過去5年で新設や制度拡充等があったもの）

名称	概要
地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算【令和4年度・新設】	地域小規模児童養護施設等の職員へのスーパーバイズやメンタルヘルス、養育に係る応援支援等を担う職員を、バックアップ職員として本体施設に配置
自立支援担当職員加算【令和4年度・新設】	児童養護施設入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図るため、施設退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を、自立支援担当職員として配置
京都市社会的養護従事者処遇改善事業【令和3年度・新設】	社会的養護関係施設の職員を対象に、収入を月額9,000円引き上げるための措置を令和4年2月から実施
児童養護施設等体制強化事業【令和2年度・新設】	児童養護施設等において、定数職員や加算職員以外で児童指導員等の補助を行う者を雇い上げる場合に、その経費の一部を補助
民間施設給与等改善費【令和元年度・充実】	職員給与の昇給に係る財源として、職員の平均勤続年数に応じた割合を上乗せして支給。令和元年度から当該割合（処遇改善分）を2%から3%引き上げ
小規模かつ地域分散化加算【令和元年度・新設】	地域小規模児童養護施設等、小規模かつ地域分散化された生活単位での養育体制の充実を図るため、当該施設の定員に応じて1～3名を配置 ※制度創設時（令和元年度）は一律で1名を配置。令和2年度に定員に応じて3名までの配置ができるよう拡充
社会的養護処遇改善加算【平成29年度・新設】	児童養護施設職員等の人材確保と育成を図るため、被虐待児や障害児等への業務内容を評価した処遇改善を行うとともに、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施

※ いずれも、経費の一部に国費を充当（本市独自としての事業は該当なし）